

# International Commercial & Trade

Tokyo

# Client Alert

8 January 2019

# 本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈 パートナー 03 6271 9464 kana.itabashi@bakermckenzie.com



篠崎 歩 シニア・アソシエイト 03 6271 9694 ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

# 米国輸出管理規則に基づく Entity List 掲載企業 との非米国産製品取引の留意点

米国と中国との間の通商分野における緊張関係の高まりの表れの 1 つとして、 米国輸出管理規則(EAR, Export Administration Regulations)に基づく Entity List<sup>1</sup>への中国企業の掲載があげられる。2018 年 8 月に、米国商務省産業安全保障局(BIS, Bureau of Industry and Security)は、中国国有企業で航空宇宙事業を手掛ける中国航天科工集団など中国の軍需関連企業計 44 社を Entity List に掲載した。また、同年 10 月には半導体メーカーである福建省晋華集成電路(JHICC, Jinhua Integrated Circuit Company)が、軍事利用ではなく、知的財産権の侵害を理由として Entity List に掲載されており、今後も特に中国企業を対象として Entity List の適用対象が拡大される可能性がある。

この点、EAR の域外適用により、米国企業のみならず、Entity List 掲載企業と取引関係のある本邦企業にも影響が生じるため、Entity List 掲載企業との取引がある本邦企業においては、Entity List に基づきいかなる制限が適用されるかについて慎重に検討する必要がある。

本稿では、Entity List 掲載企業との取引に適用される制限のうち、特に、米国産製品以外の製品を供給する場合に、ライセンスの要否判断基準の閾値となる"US controlled content"の割合(中国の場合原則 25%)について概説する。

## 1. Entity List の概説

EAR の一部を構成する Entity List に取引先企業が掲載された場合、同掲載企業に対して、EAR の適用対象となる一切の物品(製品、ソフトウェア、技術)の輸出、再輸出及び(技術の)移転(米国内での対象企業に対する移転を含む)をするためには、原則として、個別許可(ライセンス)を取得する必要が生じる。即ち、①米国産製品(米国国内で製造された製品)及び②米国から輸出される物品に加え、③非米国産製品であるものの、一定割合(中国企業の場合 25%)以上の"US controlled content"が組み込まれているものがEAR の適用対象となる。ライセンスを取得することなく、ライセンスが必要な取引を行った場合、行政上及び刑事上の罰則の対象となり、かかる罰則規定は、非米国企業にも適用されうる。

Entity List には、米国政府が米国の国家安全又は外交政策上の利益に反すると判断する非米国法人(外国法人)等が掲載されている。これら掲載企業に対して物品を供給する場合、ライセンスを取得する必要が生じるが、納入物品が非米国産製品であれば、上記③の閾値を下回る場合は、例外的に、EAR に基づく制限は受けず、ライセンスを取得せずとも、製品の供給が許容される。したがって、Entity List 掲載企業に対して、非米国産製品を供給する場合は、まずは上記閾値が該当するか否かを検討することとなる。

(https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2326-supplement-no-4-to-part-744-entity-list-4/file)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Supplement No. 4 to Part 744 - ENTITY LIST

### 2. 閾値算定の基礎となる US controlled content

算定上、"US controlled content"が分子に相当する。もっとも、"US controlled content"は、「米国産製品」とは同義ではなく、必ずしも、全ての米国産製品がこれに該当するものではない。そのため、掲載企業に対して非米国産製品を供給するに当たり、当該非米国産製品の一部に米国産製品が組み込まれている場合、その米国産製品のうち、US controlled content に該当するものを確定する必要がある。

US controlled content 該当性を確認するためには、非米国産製品に組み込まれた 米国 産製品 それぞれの輸出管理分類番号 (ECCN, Export Control Classification Number)<sup>2</sup>を確認する必要がある。その上で、該当する ECCN を踏まえ、Commerce Country Chart<sup>3</sup>を参照し、対象国へ輸出(再輸出)する場合に、ライセンスを必要とするか否かを確認する。確認の結果、対象国への輸出に当たりライセンスを要するとされる場合に、当該米国産製品は、"US controlled content"となる。

### 3. US controlled content の割合の算定

割合の算定に当たっては、対象となる非米国産製品(分母)に占める US controlled content (分子) の割合を求める必要があるが、それぞれの価値 (Value)は、以下の考え方により確定させる。

#### i. US controlled content の価値

割合算定上のUS controlled contentの価値は、対象となる非米国産製品の製造地における公正な市場価格を反映したものである必要があり、多くの場合、対象となる非米国産製品の製造者が米国原産の原材料、技術又はソフトウェアを調達するために必要な実コストが算定上のUS controlled contentの価値となる。これに対し、外国製造者と米国のサプライヤーに資本関係があるなどして、非米国産製品に占める米国産製品の調達コストが市場価格を下回る場合、US controlled contentの価値は、外国製造者の市場において資本関係がない一般の顧客に対して通常販売される公正な市場価格を反映する必要がある。さらに、対象のUS controlled contentについて、一般の公正な取引データに基づく公正な市場価格を決定できない場合、他の市場価格との比較や製造販売原価など他の信頼性のある価値算定手法を用いることとなる。

### ii. 非米国産製品の価値

割合算定上の分母にあたる非米国産製品の価値は、当該製品が販売される地における公正な市場価格を反映する必要があり、多くの場合、当該価値は、当該非米国産製品の買主が当該非米国産製品を購入するための実コスト、即ち当該非米国産製品の販売額となる。非米国産製品製造者と当該非米国産製品の買主に資本関係があるなどして、購入コストが市場価格を下回る場合、当該非米国産製品の価値は、同一市場において一般の顧客が通常支払う公正な市場価格を反映する必要がある。さらに、一般の取引データに基づく公正な市場価格を決定でき

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> ECCN は、輸出規制の目的で、軍事転用可能なデュアルユース品目を特定するための米商務省既製品リスト(CCL, Commerce Control List)で使用される 5 ケタの英数字の呼称である。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2253-supplement-no-1-to-part-738-commerce-country-chart/file

ない場合、市場価格の比較や製造販売原価など他の信頼性のある価値 算定手法を用いる。

## 4. Secondary Incorporation Rule

Entity List 掲載企業へ非米国産製品を供給するに当たっては、Secondary Incorporation Rule の適用がある。Secondary Incorporation Rule とは、ある非米国産製品が、非米国産製品たる最終製品の一部を構成する中間製品に該当する場合、当該中間製品たる非米国産製品に組み込まれる米国産製品については、閾値の割合算定上考慮しないというものである。つまり、日本企業を含む非米国企業が、自己が製造する最終製品に組み込むために、非米国企業から中間製品を調達する場合に、当該中間製品に組み込まれた米国産製品の割合については、自己が販売する最終製品の US controlled content の割合算定のために考慮をすることを要しない。

但し、中間製品の製造過程(first incorporation)が完了している必要があることから、中間製品の製造と最終製品の製造が一連の過程で行われる場合には、Secondary Incorporation Rule の適用ができない点は留意が必要である。特に、グループ企業間で部材の調達がなされる場合などでは、中間製品の製造と最終製品の製造プロセスは一体のものとみなされる可能性が高い。

## 5. その他、実務上想定される留意点

## i. アフターサービスパーツの供給

上記閾値は、輸出をする製品単位で適用される。つまり、最終製品を輸出する場合は、当該最終製品に占める US controlled content の割合該部品における US controlled content の割合を算定する必要が生じる。そのため、最終製品全体においては、閾値に満たない、即ちライセンスが不要であるものの、交換用部品単体で見た場合には、閾値を超え、ライセンスが必要となる場合があることから、最終製品販売後も、アフターサービスの一環として、サービスパーツの供給等が予定されている場合には、個別に販売するパーツごとの判断が必要となる。

## ii. 技術者の派遣

Entity List は、Specially Designated National (SDN) List とは異なるため、Entity List 掲載企業との取引上の規制は EAR の対象となる物品の供給に関連したものに限られる。そのため、SDN List と異なり、掲載企業との取引の包括的な禁止をするものではなく、米国国籍者であっても、許可取得なくして、製品の供給や Entity List 掲載企業へのサービス提供に従事することが可能な場合がある。但し、技術者の派遣に当たって米国産技術の提供がなされる場合には、米国国籍者か否かに関わらず当該技術移転がライセンスを必要とする可能性があることから留意が必要である。

以上の通り、US controlled content が最終製品に占める割合が一定割合に満たない限り、ライセンスを取得せずとも、本邦企業が非米国産製品を Entity List 掲載企業に供給することができる。もっとも、US controlled content の該当性 やその割合の確定に当たっては、製品ごとに詳細な個別検討が必要であることから、Entity List 掲載企業と取引を行うに当たっては、慎重に対応する必要がある。

© 2019 Baker & McKenzie.ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。